

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年11月12日
照会部署名 南福岡年金事務所適用調査課
照会担当者 アシスタントインストラクター (役職名) 課長 松原 雄一郎
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

[業務実施部署の長の確認] 安部

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No.2010-116	本部受付番号 No.2010-1122
------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

企業年金制度の移行に伴い発生した不足分を一時金として支給した場合の取り扱いについて

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

- 平成15年10月1日付保保発第1001002号 庁保発第1001001号
- 疑義照会No.2010-383

(内容)

適用事業所が加入する企業年金を、適格退職年金から確定拠出型年金に移行することになったが、将来、従業員に給付する退職給付（一時金）を算出したところ、積み立て不足から目減りすることとなった。

不足分について積立金の積み増しを行わず、現在の従業員に対して不足額を一時金として支給した場合に、この一時金について賞与として届出する必要があるものか、ご教示願います。

なお、当該一時金の支給については、年金運用機関等からではなく事業所において支給し、通常の賞与支給日とは別に、当該一時金のみの支給を行ったとのことです。

平成15年10月1日付保保発第1001002号及び庁保発第1001001号において示されており、疑義照会No.2010-383の類似事例かと思われますが、事業所によ

れば、所轄税務署からは、退職金としての課税ではなく、給与所得として課税申告するよう指導されているとのことであるため、照会するものです。

＜対応案＞

上記通知による「事業主の都合等により退職前に一時金として支払われるもの」として、報酬、賞与の対象外とすることが妥当であると考えます。

(ブロック本部回答)

企業年金制度の移行により支払われているものであることから、事務所見解のとおり、平成15年10月1日通知にある「事業主の都合等により退職前に一時金として支払われるもの」に該当すると考えます。

しかしながら、本案件では税法上の取扱いが給与所得とされており、このような場合でも同様の解釈で差し支えないかについて本部へ照会いたします。

回答日 平成22年11月16日

回答部署名 九州ブロック本部 適用徴収支援部 厚年適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（グループ長）山口 茂

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認

椿

(本部回答)

疑義照会No.2010-383と明らかに同様の事例であるため当然同様の扱いとなる。

回答日 平成22年12月1日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (役職名) 小玉 幸夫

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上